

2011年3月30日

被災者生活支援特別対策本部長 内閣府特命担当大臣（防災）

松本 龍 様

経済産業大臣

海江田 万里 様

| | | |
|--------------|------|-------|
| 日本生活協同組合連合会 | 会 長 | 山下 俊史 |
| 青森県生活協同組合連合会 | 会 長 | 井筒 智義 |
| 岩手県生活協同組合連合会 | 会長理事 | 加藤 善正 |
| 宮城県生活協同組合連合会 | 会長理事 | 齋藤 昭子 |
| 福島県生活協同組合連合会 | 会 長 | 熊谷 純一 |

東北地方における灯油の供給に関する緊急要請

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震にあたり、政府におかれましては、不眠不休のご尽力をされていることと存じます。また、この間の政府および関係業界の皆様による被災地への燃料供給のご対応に深く敬意を表します。

しかしながら、東北地方においては、ガソリンや軽油に加え、灯油の供給が全く足りていません。

生活協同組合（生協）は、宅配や店舗等で、基本的な生活物資を供給する生活インフラとしての機能を担っていますが、現在、避難所とともに在宅においても、被災で極めて困難な状況にある方々が多数あり、水・食料に加え、灯油を家庭に供給することが強く期待され、社会的責任として求められています。

しかし、被災した東北地方の生協では、灯油の配達業務を再開したものの、灯油の確保に困窮しており、現在、1世帯あたり10～18リットル（週）などの制限供給や数量限定での供給を余儀なくされ、在庫も逼迫しています。特に、甚大な被害の青森、岩手、宮城、福島における灯油や配達のための軽油・ガソリンの不足はきわめて厳しい実態にあります。

生協の組合員には、各家庭まで物資を届ける生協の宅配サービスに期待し、重量のある灯油を買いに行くことのできない高齢者、要介護者、障がい者など、いわゆる生活弱者の方々も多数おられます。この間、気温が氷点下を下回る厳しい天候が続いており、灯油の不足は、人命に関わることであり、灯油等の燃料確保のために、以下のような特段の配慮をお願いいたしたく存じます。

なお、県に対しても要請を行っておりますが、県においても量の確保や配分先の判断に苦慮されているところであり、政府に一層の対応をお願いするものです。

記

1. 政府におかれましては、東北地方における燃料、特に灯油の供給対策を早急に講じていただくようお願いいたします。
2. 東北地方の家庭に灯油を供給するため、各県の生協を始め、生活インフラを担う民間事業者に対しても十分な量の灯油を供給いただきますよう、関係業界との調整や指導を含めた、特段の措置をお願いいたします。

以上